◎新潟県告示第16号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和4年1月7日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	1501	15011 登録年月日 平成15年7月11日										
登録検査機関												
代表者氏名	代表取締役 五十嵐 康之											
主たる事務 所の所在地	新潟県新潟市東区卸新町一丁目842番地27											
登録の区分	品 位	品 位 等 検 査										
農産物の種類	国内産玄米											
農産物検査を行う区域	農	É	産	物	検	查	員	成り			委 託 先	
		氏	名	農産物の	種類	証明書番号		受委託の 区 分	登録検査機関 の 名 称		主たる事務所の 所 在 地	
新潟県	小柳 一弘		玄 米		K152021001							
備考	略称『(有)新潟米チェックサービス』 令和4年1月7日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計18名。											